

市報第8号

電力料金支払請求事件に係る訴えの提起についての専決  
処分報告

次の電力料金支払請求事件に係る訴えの提起については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成28年4月14日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成28年5月20日提出

横浜市長 林 文子

1 事件名

横浜地方裁判所平成28年（ワ）第1479号電力料金支払請求事件

2 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文子

被告 東京都中央区佃1丁目11番8号

日本ロジテック協同組合

代表理事 軍 司 昭一郎

3 訴訟物の価額

680,799,251円

4 訴えの要旨

- (1) 被告（日本ロジテック協同組合）に対し、673,279,367円及びうち142,675,362円に対する平成27年11月21日から、うち14

1,020,727円に対する平成27年12月19日から、うち143,064,528円に対する平成28年1月21日から、うち148,569,806円に対する平成28年2月20日から、うち97,948,944円に対する平成28年3月19日からそれぞれ支払済みに至るまでの年14.6パーセントの割合による延滞金を支払うことを求める。

(2) 被告に対し、2,466,744円及びうち640,646円に対する平成28年3月8日から、うち753,361円に対する平成28年3月20日から、うち873,348円に対する平成28年3月24日から、うち199,389円に対する平成28年3月29日からそれぞれ支払済みに至るまでの年9.1パーセントの割合による延滞金を支払うことを求める。

(3) 被告に対し、5,053,140円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みに至るまでの年5パーセントの割合による延滞金を支払うことを求める。

## 5 訴えを提起する理由

横浜市は、被告との間で、横浜市資源循環局旭工場における発生電力に余剰がある場合に当該余剰に当たる電力を供給し、被告がこれに対して電力料金を支払う契約（以下「契約1」という。）、横浜市資源循環局金沢工場及び横浜市環境創造局南部汚泥資源化センターにおける発生電力に余剰がある場合に当該余剰に当たる電力を供給し、被告がこれに対して電力料金を支払う契約（以下「契約2」という。）及び横浜市環境創造局北部下水道センターの太陽光発電所における発生電力のうち同所内で使用する電力を除いた電力を供給し、被告がこれに対して電力料金を支払う契約（以下「契約3」という。）をそれぞれ締結した。被告は、

契約1及び契約2に基づく平成27年9月分以降の電力料金並びに契約3に基づく平成27年12月分以降の電力料金について、その支払期限を過ぎても支払わず、その後の催告にも応じないため、訴えを提起するものである。

## 6 裁判所

横浜地方裁判所

**参 考**

**事件の概要**

- 1 平成27年4月1日 横浜市は、日本ロジテック協同組合（以下「被告」という。）との間で、横浜市資源循環局旭工場における発生電力に余剰がある場合に当該余剰に当たる電力を供給し、被告がこれに対して電力料金を支払う契約（以下「契約1」という。）、横浜市資源循環局金沢工場及び横浜市環境創造局南部汚泥資源化センターにおける発生電力に余剰がある場合に当該余剰に当たる電力を供給し、被告がこれに対して電力料金を支払う契約（以下「契約2」という。）及び横浜市環境創造局北部下水道センターの太陽光発電所における発生電力のうち同所内で使用する電力を除いた電力を供給し、被告がこれに対して電力料金を支払う契約（以下「契約3」という。）をそれぞれ締結した。
  
- 2 平成27年6月から平成28年2月まで 被告が、契約1、契約2及び契約3について、平成27年4月分から各月の電力料金の支払いを遅延したため、横浜市は、被告に対して電力料金の支払いを求めた。被告は、契約1及び契約2については平成27年8月分までは横浜市の催告に応じて電力料

金を支払っていたが、同年9月分からは電力料金を支払わず、契約3については平成27年11月分までは電力料金を支払っていたが、同年12月分からは電力料金を支払わなかった。

- 3 平成28年1月21日 横浜市は、未払いの電力料金を回収するため、被告が横浜市に対して有している売掛債権9,907,867円と、契約2に係る平成27年9月分の未払いの電力料金121,895,573円のうち9,907,867円を対等額で相殺した。

また、横浜市は、被告の債務不履行を理由として、契約1を解除した。

- 4 平成28年1月24日 横浜市は、被告の債務不履行を理由として、契約2を解除した。

- 5 平成28年2月25日 横浜市は、未払いの電力料金を回収するため、被告が横浜市に対して有している売掛債権10,869,772円と、契約1に係る平成27年9月分の未払いの電力料金62,217,249円のうち10,869,772円を対等額で相殺した。

- 6 平成28年3月4日 横浜市は、被告の債務不履行を理由として、契約3を解除した。

- 7 平成28年3月9日 横浜市は、未払いの電力料金を回収するため、被告が横浜市に対して有している売掛債権10,531,472円と、契約2に係る平成27年9月分の未払いの電力料金111,987,706円

のうち10,531,472円を対等額で相殺した。

8 平成28年4月7日 横浜市は、未払いの電力料金を回収するため、被告が横浜市に対して有している売掛債権10,128,349円と、契約2に係る平成27年9月分の未払いの電力料金101,456,234円のうち10,128,349円を対等額で相殺した。

9 平成28年4月14日 横浜市は、被告に対し、契約1、契約2及び契約3に係る未払いの電力料金及び延滞金680,799,251円の支払いを求めて、横浜地方裁判所に訴えを提起した。

#### 地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

(12) 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に

係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第4項省略）